

# 九州看護福祉大学動物実験指針

(平成 23 年 10 月 4 日 制定)

## 第 1 目的

この指針は、九州看護福祉大学において動物実験を行う際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

## 第 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 動物実験を教育、試験研究又は生物学的製剤の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験の利用に供するため、施設で飼育し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (3) 施設 実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設をいう。
- (4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。
- (5) 実験実施者 動物実験を行う者をいう。
- (6) 飼育者 管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼育又は保管に従事する者をいう。

## 第 3 適用範囲

この指針は、本学において行われるすべての動物実験に適応される。

## 第 4 施設、設備、組織の整備

動物実験を実施する施設の長（学長）は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な施設及び設備並びにその管理に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

## 第 5 動物実験委員会の設置

動物実験を実施する施設の長（学長）は、この指針の適正な運用を図るために、動物実験委員会（以下「委員会」という）を置かなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、動物実験を実施する他の部局と合同して委員会を置くことができる。

## 第 6 実験計画の立案

1. 実験実施者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるために、適正な実験動物の選択、実験方法を検討するとともに、管理者の協力を得て、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件の確保に努めなければならない。
2. 実験実施者は、動物実験計画の立案に当たっては、管理者又は実験動物の専門家の

意見を求めたり、必要に応じて委員会の助言等を求め、有効、適切な動物実験が行えるようにする必要がある。

3. 実験実施者は、実験動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的、微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。特に微生物学的品質に関しては、管理者の指示に従わなければならない。

## 第7 実験計画の届け出

実験実施者は、あらかじめ委員会に研究課題、研究計画、その他必要な事項を所定の様式により届け出なければならない。委員会は受領した報告書を学長に届け出、実験計画の最終的な承認を得なければならない。

## 第8 実験動物の検収と検疫

実験実施者は、実験動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、実験動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録する。また、実験実施者は、実験動物の検疫を実施しなければならない。これらの作業は管理者に依頼することができる。

## 第9 実験動物の飼育管理

1. 実験実施者、管理者及び飼育者は、協力して適切な施設、設備の維持・管理に努め、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。
2. 実験実施者、管理者及び飼育者は、協力して実験中の動物については勿論のこと、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

## 第10 実験操作

実験実施者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用の苦痛を与えないように配慮しなければならない。このため、必要な場合には、管理者、実験動物の専門家又は委員会の判断を求めるものとする。

## 第11 実験終了後の処置

1. 実験実施者は、実験を終了あるいは中断した実験動物を処分する際に、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。
2. 実験実施者は、実験動物の死体等の処理に当たっては、人の健康及び生活環境を損なうことのないように、かつ、動物愛護の精神に則り適切に行わなければならない。これらの措置は、管理者又は飼育者に依頼することができる。

## 第 12 実験結果の報告

実験実施者は提出した実験計画に因る動物実験の結果を、年度末までに動物実験委員会に対して報告しなければならない。但し、報告書は実際に使用した動物数、投与麻酔の種類及び量、実験の成果、実験動物の処分方法等の項目を含むものとする。

## 第 13 安全管理等に特に注意を払う必要のある実験

1. 実験実施者は、物理的、化学的に危険な物質又は病原体等を扱う動物実験を行う場合は、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。
2. 実験実施者は、前項の実験を行う場合は、施設周囲への汚染防止について、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。
3. 実験実施者は、前 2 項の場合、実験動物の専門家及びその他の関連のある委員会又は専門家の意見を求め、管理者の指示に従わなければならない。

## 第 14 補足

本学において行われる哺乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を用いる実験についても、この指針の趣旨を尊重するものとする。